法34条14号 令36条1項3号ホ

◎立地基準編第2章第12節[審査基準2]提案基準26(P98・P99)

1 要件2(2)について

「同業種の工場」とは、県産業雇用担当部局が定める別表「地域振興産業の対象業種・ 対象市町村」の「業種の内容」欄の同一枠内に入る業種の工場をいう。

例:ニット製外衣とシャツ製造業は同業種である。 ニット製外衣とニット生地製造業は同業種ではない。

2 要件6(1)について

「農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと」とは、原則として次の地域、地区等を含まないものであること。ただし、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。

- ア 農業振興地域の農用地区域及び優良農地
- イ 地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域
- ウ 国定公園及び県立自然公園の特別地域
- 工 歴史的風土保存区域
- 才 風致地区
- カ 保安林及び保安施設地区
- キ 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域
- ク その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、 知事が特に必要と認める区域

3 留意事項オただし書きについて

「ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられたものであって、地域振興に資すると 当該市町村長が認める工場」であるかについては市町村長の意見書により確認する。 なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。

地域振興産業の対象業種・対象市町村

本提案基準で対象とする地域振興産業の工場は、次表のとおり23業種、27市町村とします(対象業種及び対象市町村については県産業雇用担当部局で定めています)。

■対象業種及び対象市町村一覧

◎伝統型産業

対象業種	業種の内容	対象市町村
製材	・製材業、木製品製造業のうち一般製材	天理市、橿原市、桜井市、五條市、
	業	宇陀市、吉野町、大淀町
集成材	・造作材・合板・建築用組立材料製造業	桜井市、五條市、吉野町、大淀町、
	のうち集成材製造業	下市町
靴下	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造	
	業のうち靴下製造業	市、広陵町
靴下仕上	・染色整理業のうち靴下仕上業	大和高田市、香芝市、広陵町
織物	・織物業	広陵町
ニット	・ニット生地製造業	大和高田市、橿原市
	・ニット製外衣・シャツ製造業	大和高田市、大和郡山市、橿原市、
		御所市、葛城市、広陵町
	・下着類製造業及びその他の衣服・繊維	橿原市、田原本町
	製身の回り品製造業のうちニット製下	
	着製造業、ニット製寝着類製造業、補	
◆欠 集日	整着製造業、手袋製造業	
縫製	・織物製(不織布製及びレース製を含む) 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	人和郡山市、憧原市、田原本町
	・下着類製造業のうち織物製下着製造	海西市 田西木町
	業、織物製寝着類製造業	(国际川、山际本町
紳士靴	・革製履物製造業のうち紳士靴及び婦人	大和郡山市
77 - 33 FIG	靴製造業	N LEVEL PARTY
製薬	• 医薬品製造業	橿原市、御所市、高取町
プラスチッ	・プラスチックフィルム・シート・床材	橿原市
ク	合成皮革製造業	
	・工業用プラスチック製品製造業及びそ	大和高田市、大和郡山市、天理市、
	の他のプラスチック製品製造業	橿原市、五條市、御所市、香芝市、
		葛城市、三宅町、田原本町、広陵町
-L AL HE A		
	・装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造	
묘	業のうちボタン製造業及び服飾品製造	巾、川西町
丰ഛ	業・スの他の食料り制造業のまたできなり	松井吉
素麺	・その他の食料品製造業のうちそうめん 製造業	1女才
金剛砂・研	・研磨材・同製品製造業	香芝市
密 例 粉 初 图 密 布紙	奶角的 四秋叫秋起木	
箸	・その他の木製品製造業のうち箸製造業	吉野町、下市町
セーム皮・	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造	
毛皮	業、なめし革製造業、革製手袋製造業、	
	かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造	
		ı

	業及びその他のなめし革製品製造業の	
	うち鞣し革製造業、毛皮製造業、毛皮	
	革製品、同材料及び付属品製造業	
スポーツシ	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属	三宅町
ューズ	品製造業及び革製履物製造業のうちス	
	ポーツシューズ製造業及び同付属品製	
	造業	
グローブ・	・がん具・運動用具製造業及び革製手袋	桜井市、三宅町、河合町
ミット	製造業のうち野球用グローブ・ミット	
	等製造業及び同付属品製造業	
ヘップサン	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属	御所市、三郷町、上牧町
ダル	品製造業及び革製履物製造業のうちゴ	
	ム製靴製造業、サンダル製造業及び同	
	付属品製造業	
軽装履	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属	三郷町
	品製造業のうち軽装履製造業及び同付	
	属品製造業	
竹製品(茶	・その他の木製品製造業のうち茶筌、茶	生駒市
筌、茶道具、	道具、編み針製造業	
編み針)		

◎地域産業

●地域座来		
対象業種	業種の内容	対象市町村
機械金属	• 鉄鋼業	大和高田市、大和郡山市、天理市、
	• 非鉄金属製造業	橿原市、桜井市、五條市、御所市、
	• 金属製品製造業	生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、
	• 一般機械器具製造業	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、
	• 電気機械器具製造業	川西町、三宅町、田原本町、高取
	• 情報通信機械器具製造業	町、上牧町、王寺町、広陵町
	・電子部品・デバイス製造業	
	• 輸送用機械器具製造業	
	• 精密機械器具製造業	

◎地域特有の産業

対象業種	業種の内容	対象市町村
葛(くず)	・その他の食料品製造業のうち葛製	御所市
	造業	
桐材製品	・その他の木製品製造業のうち桐材	御所市
	製品(家具・下駄箱・箱等)製造業	

注)業種の内容については、日本標準産業分類平成14年3月改訂版によります。